

(平成22年2月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	20 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料のうち、定額部分については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から同年3月まで

私は、昭和54年6月30日に区役所で国民年金の加入手続を行った。納付書により、3か月ごとに、A信用金庫B支店で納付していたので、未納となっているはずがない。また、付加保険料も一緒に納付していたので、調査をしてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和54年6月30日に国民年金に任意の資格で加入以降、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みである上、特殊台帳の昭和57年度分の摘要欄には申立人の申出により発行されたものとみられる「納付書」の押印が有り、申立人は、この納付書により定額保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間の国民年金付加保険料については、国民年金法第87条の2の規定により現年度(定額)保険料に併せて納付することとされており、C市が国民年金の納付記録等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間の保険料は現年度納付されなかったことが確認できることから、付加保険料については納付できなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付したことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料のうち、定額部分については納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年2月
② 昭和50年11月から51年2月まで

私は、昭和50年3月に会社に就職するまで国民年金保険料を納付していた。同年11月1日付けでその会社を退職後、国民年金に再加入し、保険料は集金人に納付していたと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が昭和50年2月28日に国民年金被保険者資格を喪失した結果、納付済みであった同年2月及び同年3月の国民年金保険料が還付された旨特殊台帳に記載されている。

しかしながら、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を取得した日は昭和50年3月1日であることが、申立人が所持する年金手帳により確認できることから、申立人の国民年金被保険者資格の喪失日は本来、この日であることから、社会保険事務所（当時）が還付した申立期間分については、還付すべきものではなかったとみるのが相当である。

一方、申立期間②について、申立人は、昭和50年11月1日付けで会社を退職後、国民年金に再加入し、国民年金保険料を集金人に納付していたと主張している。

しかしながら、申立人は、厚生年金保険の資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失後、昭和51年3月1日付けで任意資格で再取

得していることが特殊台帳から確認できることから、申立期間は未加入期間であり、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものとみるのが相当である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を婚姻前を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳番号が払い出されていた事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年2月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年4月から41年3月まで

私の国民年金については、亡夫が加入手続を行い、国民年金保険料の納付を行ってくれていた。申立期間については、亡夫は納付済みとなっているのに、私だけ未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人については、昭和41年4月以降、60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号管理簿により、昭和42年5月以降に夫婦連番で払い出されていることが確認できることから、このころ国民年金に加入したものと推認される上、申立人の夫については、申立期間は納付済みであるほか、A市では、国民年金に加入した場合、過年度分の納付勧奨をすることが通例であったことを踏まえると、申立期間についても、納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年2月及び同年3月

私は、集金人に勧められ、申立期間を含め昭和48年12月までの国民年金保険料を納付した記憶がある。同年4月から同年12月は「国民年金保険料納付記録の照会」をした結果、平成21年3月19日付けの回答により、「持参いただきました国民年金手帳の写しにより、納付の事実を確認しました。」として訂正されることになったが、申立期間については未納とされており、納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は2か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無いことが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は昭和49年1月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認でき、特殊台帳の手帳交付年月日欄に「48.12.15」との記載が有ることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続を行ったものと推認され、この時点では、申立期間は過年度納付が可能である。

さらに、申立期間当時、A市では、国民年金に加入した場合、納付書を発行して、納付可能な過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認できることから、この納付書により申立期間の国民年金保険料を納付したものとみても不自然ではない。

加えて、社会保険事務所（当時）は、申立期間直後の昭和 48 年 4 月から 49 年 3 月までについて、申立人が所持している国民年金手帳の当該期間の検認印を確認したことから、平成 21 年 3 月 9 日に納付済期間に訂正しており、申立期間についても記録管理の不備が有った可能性がうかがわれる。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。また、昭和40年2月から同年9月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和40年2月から同年9月まで

私たち夫婦の国民年金については、当時、婦人会の役をしていた母が、加入の手続きを行い、申立期間①の国民年金保険料について納付してくれたはずである。

申立期間②については、昭和40年2月以降、厚生年金保険に加入していたが、夫と同様に同年2月から同年9月まで国民年金保険料も納付していた。改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の母親は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している上、申立人についても、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月に申立人の夫及び申立人の母親と連番で払い出され、申立人の母親については、申立期間の保険料が納付済みであることが確認できることから、申立期間①の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳(昭和 36 年 4 月 1 日発行)により、昭和 36 年度の検認台紙が、昭和 37 年(月日は不明)の検認印で切り離されていることが確認できることから、同年度の国民年金保険料については、現年度納付が可能である上、同年 4 月に発出された厚生省(当時)の通達により、当時、市町村においても過年度保険料の収納を行うことができるとされていた時期であり、A 市では過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認されていることから、申立人の母親は、昭和 37 年度分の保険料を現年度納付した上、36 年度の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

加えて、申立期間②については、申立人が昭和 40 年 2 月 1 日に厚生年金保険の被保険者になったことに伴い、同日付けで国民年金被保険者資格を喪失しているが、申立人が所持する国民年金手帳により、申立期間②の保険料を納付していることが検認印から確認できるが、特殊台帳で納付が確認できるのは申立期間②のうち同年 7 月から同年 9 月までと一致しておらず、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。また、昭和 40 年 2 月から同年 9 月までの国民年金保険料を重複納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの期間及び39年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から38年3月まで
② 昭和39年1月から同年3月まで

私たち夫婦の国民年金については、当時、婦人会の役をしていた妻の母が、加入の手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたはずである。改めて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の国民年金保険料を納付してくれていたとする申立人の義母は、国民年金制度が発足した昭和36年4月以降、国民年金加入期間について、保険料をすべて納付している上、申立人についても、申立期間を除く国民年金加入期間について、保険料をすべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年2月に申立人の妻及び申立人の義母と連番で払い出され、申立人の義母については、申立期間の保険料が納付済みであることが確認できることから、申立期間①の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳(昭和36年4月1日発行)により、昭和36年度の検認台紙が、昭和37年(月日は不明)の検認印で切り離されていることが確認できることから、同年度の国民年金保険料については、現年度納付が可能である上、同年4月に発出された厚生省(当時)の通達に

より、当時、市町村においても過年度保険料の収納を行うことができるとされていた時期であり、A市では過年度保険料を納付するよう勧奨していたことが確認されていることから、申立人の義母は、昭和37年度分の保険料を現年度納付した上、36年度の保険料についても納付したものとみても不自然ではない。

加えて、申立期間②は3か月と短期間であるとともに、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻及び申立人の義母の保険料は納付済みであることが確認できる上、申立人の妻については、その特殊台帳及びオンラインの記録では納付済みであるにもかかわらず、同人が所持する国民年金手帳には検認印が無く、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年3月まで

私の国民年金については、母親が加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずであり、申立期間が未納とされていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人の国民年金保険料については、申立期間を除き、国民年金加入期間について、すべて納付していることが確認できることから、保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に申立人の母親と連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の母親は、このころに国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、当時、37年4月に発出された厚生省（当時）の通達に基づき、市町村においても、過年度保険料を徴収することが可能とされていた時期であった上、申立人とその母親は、同年4月からの保険料を納付していることが確認できることを踏まえ、この納付に併せて申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

私は、昭和62年3月の離婚後、国民年金の加入手続を行い、当時、35歳になったばかりで、係りの者から「ちょうど25年ですね。」と言われ安心したことを覚えている。申立期間が未納となっていることに納得できないので記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は12か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付していることが確認できることから、申立人の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人の国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から、昭和63年6月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点で、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付によることとなるが、申立人の場合、保険料の納付が確認できる同年4月からの納付では、老齢基礎年金の受給資格である25年を満たし得ない上、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に、A市B区C支所の職員から、「ちょうど25年ですね。」と言われ安心したことを覚えているとしていることを踏まえると、申立人は申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和 60 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和 60 年 1 月の標準報酬月額については 15 万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月 12 日から同年 2 月 1 日まで

私は、昭和 56 年 3 月 13 日から 60 年 1 月 31 日まで株式会社 A に勤務したのに、厚生年金保険の資格喪失日が同年 1 月 12 日と誤って記録されている。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

企業年金連合会が保管する申立人の厚生年金基金加入員資格喪失届及び申立人に係る雇用保険の加入記録から判断すると、申立人が株式会社 A（現在は、株式会社 B）に継続して勤務していたことが認められる。

また、上述の厚生年金基金加入員資格喪失届によると、申立人が昭和 60 年 2 月 1 日に当該事業所で同基金加入員資格を喪失したことが確認でき、同基金の加入期間に欠落は無い。

さらに、申立人に係る雇用保険受給資格者証には、離職年月日が、昭和 60 年 1 月 31 日と記載されている。

加えて、株式会社 B が保管する喪失時台帳には、申立人の欄に昭和 60 年 2 月 1 日喪失と記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和 60 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に

行ったことが認められる。

また、昭和 60 年 1 月の標準報酬月額については、申立人の当該事業所における 59 年 12 月の社会保険事務所の記録から、15 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を平成6年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年5月31日から同年6月1日まで

私は平成3年から17年までA株式会社に継続して勤務していたが、オンライン記録では、B本社からC営業所へ転勤した際に、厚生年金保険の加入記録が1日途切れている。厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する10年勤続の表彰状及び転勤に係る辞令並びに雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務(平成6年6月1日にA株式会社B本社から同社C営業所に異動)していたことが認められる。

また、A株式会社に照会したところ、「申立期間当時、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたはずである。社会保険の事務手続きは事業所ごとに行われていたため、転勤前か転勤後の事業所の事務担当者が手続きを誤ったのではないか。」と回答している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成6年4月の社会保険事務所(当時)の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の関連資料が保管されていないため、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成6年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年12月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年12月2日から39年2月2日まで
A株式会社C工場からB工場に異動となり、昭和38年12月2日から勤務した。申立期間の厚生年金保険が未加入となっているので、加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA株式会社に係る雇用保険の加入記録並びに申立期間当時の同社B工場の事務課長及び複数の同僚の供述から、申立人は申立期間において同社に継続して勤務し(昭和38年12月2日に同社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和39年2月の社会保険事務所(当時)の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 8 月から平成 2 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月から平成 2 年 2 月まで

私は、20 歳になったときは美容院に勤めていた。美容院では、社会保険が無いので、それぞれ国民健康保険や国民年金に加入していた。私は、親に勧められ国民年金に昭和 60 年*月ごろ加入し、勤務先近くの信用金庫で毎月納付していたので、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 60 年*月ごろ国民年金に加入し、国民年金保険料は勤務先近くの信用金庫で毎月納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成 4 年 4 月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、この時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、A 市が国民年金の加入状況、国民年金保険料納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにおいて、申立期間は「登載なし」と記載されており、同市では、申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと考えられ、申立人は、申立期間の保険料を納付することはできなかったものとみるのが相当である。

なお、申立人は、国民年金に加入した上記の時点において、納付可能な

平成2年3月から3年3月までの国民年金保険料を4年5月1日付けで過年度納付していることが、オンライン記録により確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻中の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月から同年10月まで

私は、平成14年8月末に会社を退職後、国民年金の手続を行い、国民年金保険料については、納付書で毎月納付した。

しかし、平成16年6月に、申立期間の納付書が送付されて来たので社会保険事務所（当時）に問い合わせたが未納であると言われた。申立期間の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成14年8月に会社を退職後、夫婦共に国民年金の手続を行い、国民年金保険料は納付書で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立人夫婦の納付記録が3か月すべてについて漏れるとは考え難い。

なお、申立人夫婦は、申立期間について、平成16年6月9日付けで社会保険庁（当時）から送付された領収印の無い納付書及び同年9月8日付けで送付された納付勧奨状である「国民年金保険料の納付窓口開設のご案内」を所持している。

また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年8月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年8月から同年10月まで

夫が、平成14年8月末に会社を退職後、国民年金の手続を行い、国民年金保険料については、納付書で毎月納付した。

しかし、平成16年6月に、申立期間の納付書が送付されて来たので社会保険事務所（当時）に問い合わせたが未納であると言われた。申立期間の納付記録が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫が、平成14年8月に会社を退職後、夫婦共に国民年金の手続を行い、国民年金保険料は納付書で納付したと主張している。

しかしながら、申立期間に係る納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機(OCR)により納付記録として入力されることから、申立人夫婦の納付記録が3か月すべてについて漏れるとは考え難い。

なお、申立人夫婦は、申立期間について、平成16年6月9日付けで社会保険庁（当時）から送付された領収印の無い納付書及び同年9月8日付けで送付された納付勧奨状である「国民年金保険料の納付窓口開設のご案内」を所持している上、また、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和50年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年6月
② 昭和50年7月から51年12月まで

申立期間の国民年金保険料については、納付したはずであるので調査してほしい。また、申立期間①の保険料が還付されているとのことであるが、還付された記憶はないので併せて調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、所持する「A町国民年金検認票兼領収証」写しにより、申立期間の国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、特殊台帳及び申立人の所持する国民年金手帳の記載から、昭和50年6月1日に共済組合の組合員になったことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失し、52年1月31日に再取得するまで、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間となっていることから、申立期間①の保険料は還付されるべきものとみるのが相当である。

また、申立期間①については、社会保険事務所（当時）が国民年金保険料を還付した場合に作成することとされている還付整理簿に、昭和50年11月29日に還付決定を行い、同年12月26日に1,500円を還付した旨の記載が有るほか、当時の納付記録等をマイクロフィルム化して保管している特殊台帳にも「還付決定 昭50.11.28（定・附）1,500円 50.6」との記載が有り、これらの記載内容を踏まえると、一連の事務処理に不自然さ

はうかがえない。

さらに、申立期間②について、申立人は、上述のとおり、共済組合員であることから、制度上、国民年金の被保険者となることはできない上、「A町国民年金検認票兼領収証」においても、申立期間に係る検認印は確認できない。

加えて、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の昭和50年6月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和50年7月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年1月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年1月から46年3月まで

Aを退職後、昭和44年1月ごろにB町（現在は、C市）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、妻が集金人に自身の分と一緒に毎月納付してくれていた。申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、Aを退職後、昭和44年1月ごろにB町で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、申立人の妻が、自身の分と一緒に集金人に毎月納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、D市E区で昭和46年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人が所持する同年5月11日付け発行の国民年金手帳にも、住所が同区と記載されていることから、この日に同区において国民年金に加入したものと推認され、B町において保険料を納付していたとする申立内容とは符合しない。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、昭和50年12月18日に特例納付していることが領収済通知書により確認できるものの、国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法に基づき、退職年金の受給権を有することが判明したことから、申立期間は強制加入から任意加入期間となり、特例納付することができないこととなったため、51年2月20日に還付決定が行われ、同年5月26日に還付されていることが、還付整理

簿により確認でき、特殊台帳にもその旨の記載が有ることを踏まえると、還付に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索しても、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年1月から平成元年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年1月から平成元年12月まで

私は、平成4年ごろにA区役所で国民年金の加入手続を行った際、同区役所職員から過去2年分の国民年金保険料を納付するよう指導され納付したはずである。この2年分の保険料納付を含め、申立期間について調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録から平成4年2月ごろに払い出されたものと推認され、この時点で、納付することが可能な最長期間である2年1月まで保険料をさかのぼって納付していることが確認できるものの、申立期間は、既に時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間の保険料を納付するには特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から47年12月まで
私が20歳になった当時、勤務先の事業主が、国民年金の加入手続きを行い、同事業所を退職するまで申立期間の国民年金保険料を給料から差し引き納付してくれていた。同事業所で勤務していた亡くなった兄は、申立期間の保険料は納付済みであり、私のみ未納とされているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった当時、勤務先の事業主が、申立人の国民年金の加入手続きを行い、同事業所を退職するまで申立期間の国民年金保険料を申立人の兄と同様に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、当時、住み込みで勤務していた申立人の兄については、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、昭和36年9月に、事業所の所在地であるA市B区で払い出されているのに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年7月に申立人の妻と同日にC市で払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続きを行ったものと推認できる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには、過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、さかのぼって納付したとの主張も無い。

さらに、申立人の勤務先の事業主又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1405(事案 870 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年ごろから29年9月30日まで
平成20年9月11日付けの申立てについて、21年7月9日付けの年金記録の訂正は必要でないとする第三者委員会の通知があったが、申立期間の始期を昭和25年に訂正し、再度申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B支店(申立期間当時はC支店)に照会を行っても、当該事業所における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができないこと、当該事業所で当時勤務していた複数の元従業員に照会しても、申立人に関する情報を得ることはできなかったこと、申立期間当時に給与事務を担当していたとする元従業員によると、A株式会社においては正社員のみ厚生年金保険に加入させていたが、申立人は申立期間当初の年齢が13歳であり、正社員として扱うには若すぎるのではないかと供述していること、健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名の記載は無く、健康保険の番号に欠番もみられないため、申立人の記録が欠落したものとは考え難いこと、等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成21年7月9日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、申立期間の始期を昭和25年に訂正し、その根拠については「16歳以前からA株式会社に勤務していたが、16歳ぐらいから正式に働いていたと記憶している。」旨供述していること及び申立期間当時A株式会社に一緒に勤務していたとしている従業員及び従業員の親族の氏名を挙げているが、その他に厚生年金保険料の控除に係る新たな資料及び情

報は提出されていない。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて調査したところ、申立人がA株式会社D駅E所において一緒に勤務していたと供述している同僚の複数の親族が、「申立期間当時、申立人は、私の親族と一緒にA株式会社に勤務していたと思うが、幼少であり記憶は不鮮明である。」旨供述しているため、申立人がA株式会社D駅E所に勤務していた可能性はあるが、申立人の正確な勤務期間や勤務実態等について供述を得ることはできない。

また、申立期間に申立人が一緒に勤務していたとして名前を挙げている他の二人の同僚についてもA株式会社B支店における厚生年金保険の加入記録が確認できるが、二人とも既に亡くなっており、申立期間において申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認するための資料及び供述を得ることはできない。

さらに、申立人は、申立期間当時健康保険証を所持しており、F病院（現在はG病院）に受診していた旨供述しているため、当該病院に照会したが、申立期間当時のカルテ等の医療記録は保管されていないため、申立人の供述する事実を確認することはできない。

加えて、A株式会社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和26年当時勤務していた複数の元従業員に照会したところ、そのうちの10人が当該事業所において臨時従業員として勤務していた期間があると供述しており、いずれの元従業員も、臨時従業員として勤務したとしている期間に厚生年金保険の加入記録は無い上、そのうちの5人は、「臨時従業員の期間には健康保険証は無かった。」旨供述していることから、当時当該事業所では、正社員以外にも多数の臨時従業員等が勤務しており、すべての従業員について健康保険及び厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1406

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 22 日から 38 年 6 月 4 日まで
申立期間に、A株式会社B工場か合名会社Cに勤務し厚生年金保険料を給料から控除されていたはずである。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場に係る申立期間については、申立人が当時の同僚の氏名を記憶していないため人物は特定できず、当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人を記憶していると回答する者はない。

また、A株式会社の申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、当該事業所は破産手続が終結しているため、破産時の代表取締役等に照会したが、当時の資料は保管していないと回答していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、合名会社Cに係る申立期間については、申立人が当時の同僚の氏名を記憶していないため人物は特定できず、当該事業所に勤務していた複数の従業員に照会しても、申立人を記憶していると回答する者はない。

加えて、当該事業所は昭和 42 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、同年に解散し、解散時の清算人で申立期間当時の代表社員も既に亡くなっていることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から④について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 33 年 5 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 33 年 5 月 1 日から 34 年 5 月 1 日まで
(B店)
③ 昭和 34 年 5 月 1 日から 36 年 1 月 1 日まで
(C店)
④ 昭和 36 年 1 月 1 日から 40 年 1 月 1 日まで
(D店)

私は、A社に昭和 30 年 4 月から 33 年 4 月まで、B店に同年 5 月から 34 年 4 月まで、C店に同年 5 月から 35 年 12 月まで、D店に 36 年 1 月から 39 年 12 月まで勤務していたが、申立期間①から④の期間についてオンライン記録における厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立期間①については、A社の後継会社であるE株式会社の元事業主の息子及び元従業員の供述から、申立人が申立期間に勤務していた可能性はうかがえる。しかし、上記元事業主の息子に照会したところ、「父が経営していたE株式会社は昭和 42 年に倒産しており、父は平成 16 年に亡くなっているため、いつから株式会社になったかも不明であり、申立期間当時私は 6 歳から 9 歳であるため、当時の父の事業については全く知らない。」と回答しているため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用に関する事実を確認するこ

とはできない。

また、申立人が所持している当時の同僚の写真についても、被写体である3人の氏名は特定できず、所在も不明であるため、申立人の勤務実態等を確認することはできない。

さらに、E株式会社については、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和38年2月1日であり、申立期間においては、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

B店に係る申立期間②について、申立人は、当時B店の経営はF社及びG店の事業主並びに証券会社社員のH氏の3者による共同経営であると述べているため、i) I市内にある有限会社J、K社及びL社（現在はM株式会社）の現在の事業主に照会したところ、いずれもB店を経営したことは不明であるか、又は経営した事実はないと述べていること、ii) 他の2人（G店の事業主及び証券会社社員のH氏）についてはG店の所在、N氏及びH氏の姓以外の名前が不明であり両氏の所在を確認することができないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立人は当時B店が存在していたと供述しているが、O駅前については再開発されており、I市O駅周辺整備事務所に照会しても、「50年前の地図は無い上、当時のことを知っている職員が誰もいないのでB店の名称、所在地等は分からない。」と回答していることから、B店の存在及び正式な名称は確認できない。

さらに、B店の正式な名称が不明であるため、オンライン記録において厚生年金保険の適用事業所であったことを確認することはできない。

C店に係る申立期間③について、申立人は、C店がP大学の近くにあったと述べているため、近隣のQ姓を有する住民に照会したところ、「私は昭和34年から住んでいるが、経営は飲食店であり雑貨店は経営したことがない。」と述べている上、当該地区で申立期間当時から居住している住民に照会しても「C店は知らない。」と述べているため、当該事業所の所在地等を確認することはできない。

また、オンライン記録において、I市内のC店が厚生年金保険の適用事業所として存在したことは確認できない。

D店に係る申立期間④について、申立人が当該事業所で働いていたことについて、申立期間当時のD店の当時の事業主の供述から勤務していたことは推認できるものの、上記の事業主は、「申立期間当時、当店のような零細企業については厚生年金保険に加入できなかったため、厚生年金保険に加入していない。申立人は臨時雇いとして勤務しており、当然給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険

料が事業主により給与から控除されていたとは考え難い。

また、オンライン記録において、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であった事実を確認することはできない。

さらに、I市に照会したところ、申立人は申立期間①から④に係る昭和33年1月1日から51年4月22日までの期間については国民健康保険に加入していると回答している上、また、36年4月1日から39年7月1日までの期間は国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、いずれの申立期間について厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1408(事案 895 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 2 月 5 日から 20 年 10 月 26 日まで

私は、申立期間においてA株式会社で正社員として勤務していたが、入社当初から受け取っていた給与額に較べて厚生年金保険の標準報酬月額が違うので記録を訂正してほしい。また、賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしいと前回申立てをして一部あつせんをされているが、それに関して納得がいかないので、すべて再度調査及び審査をして、給与額に見合った記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が所持している給与明細書及び社会保険庁(当時)に記録されている標準報酬月額から、申立期間のうち平成 16 年 6 月から同年 8 月までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断すると、11 万 8,000 円とすることが妥当であり、申立人の標準賞与額については、賞与明細書において確認できる賞与支給額及び保険料控除額から、16 年 8 月 10 日は 3 万円、同年 12 月 10 日は 5 万円、17 年 8 月 10 日は 4 万円、同年 12 月 20 日及び 18 年 12 月 22 日は 5 万円に訂正することが必要である。一方、申立期間のうち、16 年 2 月から同年 5 月、同年 9 月から 20 年 9 月までの期間については、給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額とオンライン記録上の標準報酬月額は一致しており、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき 21 年 7 月 24 日付けで年金記録の一部訂正に関するあつせんをする通知が行なわれている。

今回の再申立てを踏まえ、前回の調査に加えて、A株式会社へ照会したとこ

る、担当者は、「事務手続に不備があったので、平成 19 年及び 20 年の標準報酬月額を訂正を届出した。それ以前については、担当者も代わっており確認できなかった。」と回答している。また、所轄の B 社会保険事務所(当時)に照会したところ、「申立人より、改めて報酬についての確認の申出があり、平成 21 年 9 月 9 日に事業所調査を行いました。事業所から提示された帳簿により、届出に誤りが判明したため訂正届を受領し手続を行いました。」と回答しており、申立期間のうち 19 年 9 月から 20 年 9 月までの期間については、既に社会保険事務所の職権により 21 年 9 月 11 日に、申立人の実際の給与に見合う標準報酬月額に訂正処理が行われている。

また、平成 16 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額、同年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日、17 年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日及び 18 年 12 月 22 日の標準賞与額は、既に社会保険事務所で 21 年 8 月 11 日に訂正処理が行われている。

さらに、申立期間のうち平成 16 年 2 月から同年 5 月まで及び同年 9 月から 19 年 8 月までの期間について、申立人が所持している給与明細書により、社会保険庁に記録されている標準報酬月額より高い額で給与が支給されていることが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額又は標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額又は賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額又は標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額又は標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立期間のうち前回あつせんした期間(平成 16 年 6 月から同年 8 月までの標準報酬月額、同年 8 月 10 日、同年 12 月 10 日、17 年 8 月 10 日、同年 12 月 20 日及び 18 年 12 月 22 日の標準賞与額)及び社会保険事務所で訂正済みの期間(平成 19 年 9 月から 20 年 9 月まで)を除く期間については、申立人から提出のあった給与明細書の厚生年金保険料控除額を基に計算した標準報酬月額及び標準賞与額と、オンライン記録上の標準報酬月額及び標準賞与額は一致していることが確認できるため、申立人の主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを、認めることはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人がその主張する標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与及び賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 5 月 21 日から 39 年 6 月 7 日まで
昭和 38 年 5 月から 39 年 6 月まで A 社で大型トラックの運転などに従事し、正社員として勤務していたが、社会保険事務所(当時)へ照会したところ、その間の厚生年金保険が未加入となっている。申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時 A 社に勤務していた複数の元同僚の回答により、申立人が申立期間のうち少なくとも一部期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚のうち経理事務に従事していた者は、「申立期間当時、厚生年金保険に未加入扱いの従業員が複数名存在しており、私もその一人である。」と供述していることから、申立期間当時当該事業所においては、従業員のすべてを厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。また、A 社は既に解散しており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料の存否は確認できない上、上記複数の元同僚の回答においても、申立期間における申立人の正確な勤務期間等の勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険証の整理番号も連続しており、欠番も見られないため、申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認で

きる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1410

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 10 日から 58 年 8 月 21 日まで

私は、昭和 38 年 11 月に株式会社Aに入社し、平成 12 年 12 月に上記教習所の関連会社である株式会社Bを定年で退職した。その間社名変更、所属先の変更、事業譲渡等の変遷はあったものの、株式会社A及び関連会社において、同一勤務形態で継続して勤務し、賃金の引き下げもなかったのに、オンライン記録では社会福祉法人Cに在籍したことになっている期間だけ標準報酬月額が低くなっているのを調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人は昭和 56 年 12 月 10 日に株式会社D（現在は、株式会社B）に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に社会福祉法人Cにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した後、58 年 8 月 21 日に上記事業団における厚生年金保険の被保険者資格を喪失、同日に株式会社Dに係る厚生年金保険の被保険者資格を再取得している。

また、申立人の標準報酬月額についてみると、社会福祉法人Cにおいて厚生年金保険の被保険者とされている申立期間については、それ以前の株式会社Dにおいて厚生年金保険の被保険者とされている期間と比較すると標準報酬月額が減額している上、申立期間以後に株式会社Bにおいて厚生年金保険の被保険者資格を再取得した際は、申立期間における標準報酬月額よりも増額していることが確認できる。

しかし、申立人と同様に株式会社Dから社会福祉法人Cに異動したとみられ、昭和 58 年 8 月 21 日に株式会社Dに係る厚生年金保険の被保険者資格を再取得

している複数の同僚は「社会福祉法人Cへの異動は株式会社Dの都合によるもので、事前に会社側から異動対象となる従業員に対して異動の趣旨の説明があり、標準報酬月額の減少についても、対象となる従業員の下承を得た上で行われた。申立人は当時経理担当者であり、そのような事情を当然知っていたはずだ。」旨供述している上、オンライン記録において上記複数の同僚の申立期間における社会福祉法人Cに係る標準報酬月額は、申立人と同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、上記複数の同僚によれば、株式会社Dから社会福祉法人Cに異動した後、給与は株式会社D及び社会福祉法人Cの両方から支給されており、給与の総支給額については大きな変化はなかったものの、厚生年金保険の適用事業所は社会福祉法人Cに変更されたため、社会福祉法人Cから支払われた給与額に基づいて算出された標準報酬月額による厚生年金保険料が控除され、株式会社Dから支払われた給与分からの控除はなかったと供述している。

加えて、社会福祉法人Cは昭和62年2月24日に全喪した後、移転しているが、移転後の事業所の事業主に照会しても、当時の関係書類は引き継がれておらず保管もされていないため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に係る事実を確認することはできない。

また、株式会社Bに照会しても、申立てに係る事実を確認することはできない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月4日から同年11月5日まで

私は、昭和22年4月4日から24年7月5日までA株式会社（後にB株式会社に商号を変更）に勤務したが、厚生年金保険の加入期間を照会したところ、22年4月4日から同年11月5日までの間の厚生年金保険の加入記録が無い。私は、同年4月4日から勤務した記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人が申立期間において、A株式会社に勤務していた事実は推認できる。

しかし、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿において、申立人が昭和22年4月に同期入社したと供述している4人の同僚のすべてについて、申立人と同様に同年11月6日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる上、上記4人のうち回答が得られた一人は、「私は昭和22年の4月に入社したが、当初は見習期間があり、見習期間には社会保険に加入していなかったと思う。」旨供述している。

また、上記被保険者名簿において、昭和21年11月7日に被保険者資格を取得している当該事業所の元従業員は、「私は昭和21年4月からA株式会社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が同年11月7日からになっているので、当時当該事業所では、試用期間があったのではないかと考えていた。」旨供述している。

上記の事実及び周辺事情から判断すると、申立期間当時、当該事業所では、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記載内容から、同社は昭和 24 年 7 月 5 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていると考えられる上、43 年に当該事業所の清算人に選任された当該事業主の後継者に照会しても、当時の給与明細書等の関連資料の存否は不明のため、申立てに係る事実は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 6 月 1 日から同年 12 月 2 日まで

私は、平成 10 年 6 月 1 日から 12 年 1 月 26 日までの間、A 株式会社に勤務したが、社会保険事務所（当時）に照会したところ、厚生年金保険の資格取得日が 10 年 12 月 2 日となっている。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社の元役員の供述から、申立人が申立期間に当該事業所に運転手として勤務していたことは推認できるが、申立期間当時の元事業主は既に亡くなり、当該事業所も解散しており、賃金台帳等関連資料は保管されていないため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用を確認することはできない。

また、上記元役員及び同僚の一人は、A 株式会社には 3 か月間から 6 か月間の試用期間があったと供述しており、複数の元同僚も入社月と厚生年金保険被保険者資格取得月との間に数か月間の空白があり、上記元役員は、「申立人の申立期間は、試用期間であったと思う。」と供述していることから、当該事業所では、すべての従業員について入社後ただちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、申立人が A 株式会社において加入していた B 厚生年金基金の記録も、厚生年金保険の記録と同様に、平成 10 年 12 月 2 日に被保険者資格を取得し、12 年 1 月 26 日に資格を喪失していることから、厚生年金保険の加入と同時に当該基金に加入の届出を行ったことが確認できる。

加えて、雇用保険の記録では、申立人は、A株式会社において、厚生年金保険の資格取得日より後の平成 11 年 2 月 1 日付けで被保険者資格を取得し、12 年 1 月 25 日付けで離職していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 3 月 31 日まで
② 昭和 40 年 6 月 1 日から 47 年 1 月 31 日まで

昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 3 月 31 日まで財団法人Aに、40 年 6 月 1 日から 47 年 1 月 31 日までB病院に看護婦として勤務していたが、厚生年金保険の記録が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 36 年 5 月 1 日から 37 年 3 月 31 日までC市D区の採血センターに看護婦として勤務していたとして申し立てているところ、事業所の名称等の記憶が曖昧であるため、D区内で採血業務を行っていたことが判明した財団法人Aに照会をしたが、当時の人事記録等の関連資料は現存しておらず、申立人が当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

また、申立期間当時、当該事業所で採血業務を総括していた薬剤師に照会したところ、「申立人と同姓の者は在籍したことが無く、したがって申立人は勤務していない。」旨を供述しており、当時当該事業所に勤務していた複数の職員に照会をしても、申立人の勤務実態を確認できる供述は得られない。

さらに、申立期間当時、D区内に同様の事業を行っていた施設が存在していたか否かについてE県F課に照会したが、当該事業所のほかに同様の事業を行っていた施設は見当たらない旨の回答であった。

申立期間②について、申立人は、昭和 40 年 6 月 1 日から 47 年 1 月 31 日までB病院に看護婦として勤務していたとして申し立てているが、当時看護婦の

元同僚に照会をしたところ、同人が所持している「B病院の同窓名簿」の中に申立人の名前は見当たらず、在籍についても分からない旨の供述があり、申立人の勤務実態についての確認はできなかった。

また、事務を行っていた元同僚は、「申立人は、交代勤務についていない外来看護婦のバイトであったように思う。交代勤務をする看護婦は、社会保険に加入していた。」旨を供述している。

さらに、B病院の元事業主及び申立期間当時社会保険に関する事務を担当していた社会保険労務士事務所に照会をしたが、届出、厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料は現存しておらず、申立人が厚生年金保険の被保険者であったとする事実を確認することはできない。

加えて、B病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号は連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①、及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月31日から29年9月1日まで

昭和25年5月1日から30年12月31日までA農業協同組合（現在は、B農業協同組合C支店）に継続して勤務していたが、申立期間について、厚生年金保険の未加入期間となっている。途中で退職した憶えは無いので、調査の上、被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の回答から、申立人は申立期間において、期間の特定はできないが、A農業協同組合に勤務していたことは推認できる。

しかし、上記元同僚の一人は、申立期間当時、申立人は病気がちで仕事をよく休んでいたため、当該事業所においては厚生年金保険に加入させない取扱いであった臨時職員として勤務していたのではないかと思われる旨供述している。また、申立人自身も、申立期間当時、自分は病気がちで、当該事業所の組合長から「出勤できるときに半日だけでも勤務してもらえばよいので無理はしないように。」と言われたのでそのとおりにしていた旨供述していることから、申立人は、申立期間において正職員とは異なる勤務形態であったため、厚生年金保険に加入していなかった可能性がうかがわれる。

また、当該事業所に照会しても申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されておらず、厚生年金保険の適用について確認することはできない。

さらに、A農業協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は記録されておらず、健康保険の整理番号が連続しており、欠番も見られないため申立期間において申立人の加入記録が欠落し

たとは考え難い。

加えて、当時の元同僚に照会しても、申立期間に係る申立人の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認するための資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年1月13日まで

私は、昭和18年12月に女学校を仮卒業し、19年1月からA株式会社に勤務し、同年4月から本採用になったと記憶している。申立期間について、厚生年金保険加入記録を調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同期入社と同僚の供述から、申立人は申立期間において、期間は特定できないもののA株式会社に勤務していたと推認できる。

しかし、A株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、申立人の被保険者資格取得日は昭和20年1月13日と記載されており、申立人が記憶している同期入社と同僚3人全員についても被保険者資格取得日は同日とされている。

また、A株式会社の被保険者名簿では、申立期間において、健康保険整理番号に欠番は見られず、不自然な点はみられない。

さらに、A株式会社は、昭和41年9月8日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主の所在は不明であるため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認することができる資料及び供述を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月 1 日から 55 年 6 月 18 日まで

私は、申立期間について、株式会社Aの正社員としてB駅のC店に商品を卸す仕事をしていた。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、株式会社Aに勤務していた複数の同僚の供述及び申立人が「社長就任 本社社屋落成十周年記念品」と記されている自身の名前入り風呂敷を所持していることから、申立人は当該事業所に勤務していたことは推認できるが、当該事業所は、当時の人事記録や賃金台帳は既に廃棄しており、申立人の勤務実態及び申立期間において申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認することができない。

また、複数の同僚は、「入社後、数か月は試用期間として厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、当時、当該事業所は必ずしも新入社員を採用時から厚生年金保険に加入させていたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名の記載は無く、健康保険の整理番号は連続し、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものと考えるににくい。

加えて、当該事業所における申立人の雇用保険被保険者加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用について、確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 1417

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月1日から43年9月26日まで
結婚してからA工場に再就職した。一度目の退職時は脱退手当金を受給したが、申立期間については脱退手当金を受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける申立人の脱退手当金裁定請求書には、「受付 45. 7. 31」、「小切手交付済 45. 9. 25」の押印及び「払渡希望の銀行名又は郵便局名」欄には、申立人の住所地最寄りの「B市C郵便局」の記載が有ることから、同郵便局を受領場所とする隔地払の方法により脱退手当金が支給されたものと考えられる。

また、申立期間に係る事業所の被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱手 45. 9. 3」の記載が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。